



中津市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年1月15日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 防災危機管理課
社会教育課歴史博物館
農業委員会事務局
2. 監査の対象期間 令和元年度分
3. 監査の実施期間 令和2年11月25日 ～ 令和3年1月15日
4. 監査を実施した監査委員 永松末利・林秀明
5. 監査の方法
財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。
6. 監査の結果
財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。
しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和3年1月29日(金)までに文書にて報告されたい。
また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【防災危機管理課】

(指摘事項)

(1) 支出事務について

自主防災組織活動事業費補助金について、補助事業活動の実施状況を確認しがたいものが見受けられた。

今後は、事業活動実施状況時の写真等を提出させ、実施確認を適正に行うことを求める。

(2) 契約事務について

契約事務について、契約書への押印漏れ、受注者への変更契約書の交付漏れ等が見受けられた。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

【農業委員会事務局】

(指摘事項)

(1) 支出事務について

農業委員会委員の費用弁償について、上半期分、下半期分として半年分をまとめて支給しているが、各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償は、報酬の額を月額で定めるものについては、各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例の規定に基づき、一般職の例により月ごとに支給すると規定されている。支給額に問題はなかったが、今後、規定に則った適正な事務手続きを遵守するよう求める。

(2) 契約事務について

農地基本台帳システム機器借上契約書（平成29年5月26日契約、契約期間：平成29年6月1日から平成34年5月31日まで）は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として起案決裁されているが、契約書面には、長期継続契約運用要領に規定された事項が定められていなかった。

また、消費税率の改定があった場合には、その都度金額の変更を行なう旨のただし書きがあるが、本契約は、消費税率等に関する経過措置の適用を受けるため、令和元年10月1日以後も引き続き旧税率（8%）が適用されることとなるので、このただし書きは無効である。

以上のことから、契約内容の見直しを求める。

【社会教育課歴史博物館】

特に指摘すべき事項はなかった。